

復旧・復興事業の円滑な 施工確保のための取組について

国土交通省 土地・建設産業局
建設業課 入札制度企画指導室
企画係長 堀江 賢太

1. 被災地の発注工事における応札状況について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災地の復興・復旧事業の実施において、平成23年の秋以降、競争に付しても入札者がいないといった入札不調案件の増加傾向が見受けられ、事業における円滑な施工確保が課題となっている。

被災3県（岩手県、宮城県、福島県）及び仙台市が発注する建設工事における平成24年度4月～11月（福島県は4月～10月）までの入札不調の発生割合は岩手県で

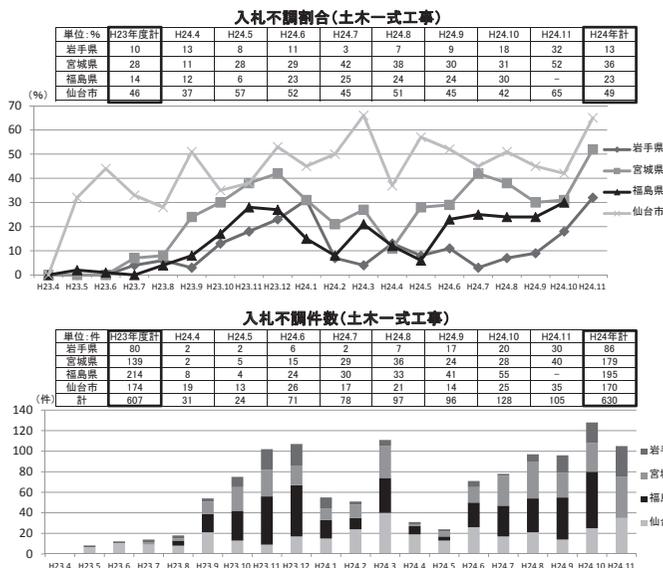
13%、宮城県36%、福島県23%、仙台市49%となっており、震災が発生する前の平成22年度の入札不調の割合である1%（岩手県）、5%（宮城県）、2%（福島県）、11%（仙台市）と比較すると、入札不調が増加していることがわかる。傾向としては、平成23年度は小規模工事で入札不調が発生していたが、平成24年度は大規模工事（特に、小規模工事を束ねたものや、港湾工事）においても入札不調の発生が増加している。（図1）

被災地の発注工事における入札不調の状況について

図 1

○平成24年4月～11月（福島県は4月～10月）の入札不調発生割合（土木一式工事）
岩手県13%、宮城県36%、福島県23%、仙台市49%

○昨年度は小規模工事で入札不調が発生していたが、今年度は大規模工事（特に、小規模工事を束ねたものや、港湾工事）においても入札不調の発生が増加。



発注金額別の入札不調の件数と割合
【例：宮城県における土木一式工事（平成23年度）】

等級	金額	件数	不調件数	不調発生率
S	1億円以上	162	17	10%
	1億円未満～7,000万円以上	65	17	26%
A	7,000万円未満～5,000万円以上	44	5	11%
	5,000万円未満～3,000万円以上	97	35	36%
B	3,000万円未満～1,000万円以上	127	59	46%
	1,000万円未満	10	6	60%
(計)		505	139	28%
うち 5,000万円未満 計		234	100	43%

【例：宮城県における土木一式工事（平成24年4月～11月）】

等級	金額	件数	不調件数	不調発生率
S	1億円以上	279	60	22%
A	1億円未満～3,000万円以上	144	71	49%
	3,000万円未満～1,000万円以上	74	45	61%
C	1,000万円未満	3	3	100%
(計)		500	179	36%

復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会

図 2

1. 趣旨	<p>被災地における復旧・復興事業においては、最近、技術者・技能者の不足、労務単価の上昇、入札不調案件の増加等の傾向が見受けられるところであり、事業における円滑な施工の確保が課題となっている。</p> <p>このため、国、地方公共団体、関係業界団体が各自把握する現況を情報交換するとともに、対応について意見交換を行う場を設けることとし、もって、復旧・復興事業の円滑な実施を図ることを目指すこととする。</p>	
2. 連絡協議会の議題	<p>①入札不調の状況 ②技術者・技能者の不足への対応 ③労務単価上昇への対応 ④その他復旧・復興事業の施工確保に資する事項</p>	4. 構成員 (平成24年6月15日改定)
3. スケジュール	<p>第1回 平成23年12月27日(火) ・直轄及び地方公共団体における入札不調の状況 ・地方公共団体及び関係業界団体からのヒアリング 等</p> <p>第2回 平成24年2月14日(火) ・関係機関における取組方針 ・国土交通省としての対応策 等</p> <p>第3回 平成24年6月15日(金) ・復旧・復興事業の現状等 ・国土交通省における更なる施工確保対策 等</p> <p>第4回 平成24年10月23日(火) ・復旧・復興事業の現状等 ・復旧・復興事業の円滑な施工のための新たに行った主な取組 等</p>	<p><関係省庁> 国土交通省 復興庁 厚生労働省 農林水産省 環境省</p> <p><地方公共団体> 岩手県、宮城県、福島県、仙台市</p> <p><関係業界団体> (社)日本建設業連合会 (一社)全国建設業協会 (社)建設産業専門団体連合会 (社)全国鉄筋工事業協会 (社)日本建設大工工事業協会 (社)日本建設躯体工事業団体連合会</p>

2. 復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会について

このため、国土交通省では、平成23年12月に、国土交通省、復興庁、厚生労働省、農林水産省、環境省、岩手県、宮城県、福島県、仙台市及び業界団体を構成員とした「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」(以下、連絡協議会という。)を設置し、①入札不調の現状、②技術者・技能者の不足への対応、③労務単価上昇への対応、④その他復旧・復興事業の施工確保に資する事項等を議題として、情報交換や対応策の検討を行っている。(図2)

3. 国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策について

国土交通省としては、被災地における当面の対策として、以下の対策を速やかに講じたところである。また、各発注機関に対しても、これらの取組を実施するに当たって必要な通知等を発出し、適切に対応が講じられるようにしたところである。(図3)

(1) 技術者や技能者の確保

① 復興JVの活用

復興事業については、大量の工事が発注される見込みだが、地元の単体の企業だけでは担い手の数が不足したり、施工能力が十分確保できないことが懸念されている。

そこで被災地域内の建設企業が被災地域外の建設企業と共同する復興JV制度を被災3県において平成24年2月より試行することとした。復興JVにおいては、一の構成員が監理技術者等を専任で配置する場合、他の構成員については、主任技術者の専任要件を緩和することとした。これにより、被災地域において不足する技術者や技能者の広域的な確保が可能となると考えられる。

さらに平成24年10月には、復興JVの更なる活用のため、対象工事(5億円程度→WTO対象とならない額(地方公共団体においては19億4,000万円))及び登

国土交通省における復旧・復興事業の施工確保対策の運用状況 図 3

(平成25年1月15日時点)

＜予定価格等の適切な算定＞	＜技術者・技能者の確保＞
<p>○実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2月20日と6月21日に単価改訂を実施 	<p>○復興JVの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国交省、岩手県、宮城県、仙台市で導入済 登録件数 東北地整3、宮城県63、岩手県17、仙台市6 宮城県においては5件の工事で復興JVが落札 ・10月10日に、復興JV適用拡大
<p>○市場高騰期における労務費・資材費の補正による積算の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見積もりを積極的に活用して積算する方式を実施 ・福島県で実施(資材) 民間調査機関(資材価格)の単価公表前倒しにより、タイムラグの縮小を実施 	<p>○一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化</p>
<p>○点在する工事での工事箇所毎の間接費算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注者の判断により、市町村をまたがなくても工事箇所毎の間接工事費の算定を可能とする ・国土交通省(関東・東北地整)・岩手県・宮城県・福島県・仙台市ともに適用 	<p>○作業員宿舍建設に係るスキーム及び支援制度の提示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置主体別の作業員宿舍建設に係るスキーム及びその際に活用可能な支援制度を提示
<p>○宿泊等に係る間接費の設計変更の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者の確保方針に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更での対応を可能とする ・国土交通省(東北地整)・岩手県・宮城県・福島県・仙台市ともに適用 	<p>○宿泊等に係る間接費の設計変更の導入 (再掲)</p>
<p>○建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送費について設計変更での対応を可能とする ・国土交通省(東北地整)は設計変更の事例有 岩手県、宮城県、福島県、仙台市ともに適用 	<p style="background-color: #cccccc; text-align: center;">＜資材の確保＞</p> <p>○資材連絡会・分科会の設置・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設資材の需要・供給の見通しを公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で情報共有。 必要に応じ、資材別・地区別での情報連絡会を開催 ・6月以降、東北地方連絡会を2回、各地区での連絡会を6回開催し、安定的な供給策を検討 <p>○建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入 (再掲)</p>
<p style="background-color: #cccccc; text-align: center;">＜事業のスピードアップのための市町村等の発注業務支援＞</p> <p>○市町村の復興まちづくりを推進するための新たな発注方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・URによるCM方式を活用したモデル事業の実施 宮城県女川町・東松島市・岩手県陸前高田市においてCMR決定 岩手県山田町においてCMR公募開始 	<p style="background-color: #cccccc; text-align: center;">＜コンプライアンスの確保＞</p> <p>○復旧・復興事業に向けてのコンプライアンスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、厚生労働省、警察庁、被災3県が連携し、「元請下請間の適正な取引の確保」、「不良不適合業者や暴力団の排除」、「工事施工現場の安全衛生の確保」。

録数の拡大(最大2→3)を行ったところである。

② 一人の主任技術者が管理できる近接工事等の明確化

建設業法上、密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるが、その適用に当たっては、各発注者に慎重な判断が求められていたところである。この基準は必ずしも明確なものになっていなかったため、平成24年2月に関連通知を発出し、被災地における特例として、被災地域内の復旧・復興のための公共工事等においては、工事の対象となる工作物に一体性又は連続性が認められる工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した工事を同一の建設業者が施工する場合は、二箇所までは一人の主任技術者が管理できると判断して差し支えないこととし、判断基準を明確化し

た。

(2) 資材の確保

① 資材連絡会・分科会の設置・拡充

建設資材対策東北地方連絡会において、建設資材の需要・供給の見通しを、公共工事発注機関、資材団体、建設業団体等で情報共有し、建設資材の安定確保を図ることとした。また、必要に応じ、資材別・地区別での情報連絡会を開催し、建設資材の安定確保に向けた取り組みを講じてきている。具体的には、民間投資による生コンプラントの増設や、港湾工事の発注者がミキサー船を自ら導入するなどの供給力向上策を講じたほか、コンクリート二次製品への転換等による需要抑制策を講じてきている。

(3) 予定価格等の適切な算定

① 実勢価格を反映した公共工事設計労務単価の設定

公共工事設計労務単価の改定は年1回であるため、被災地における労務単価の変動が著しい場合には、適宜、公共工事

設計労務単価を改定し、直近の労務単価の実態を機動的に予定価格に反映させることとし、平成24年2月と6月に労務単価改訂を実施した。

② 資材価格・労務費等の高騰が著しい場合の見積方式による予定価格への適切な反映

価格変動が著しい資材等については、調査から単価公表等までのタイムラグにより、実際の取引価格と通常の調査単価に乖離が生じている恐れがあり、通常の積算価格では、市場価格を適切に予定価格へ反映することが困難である。よって価格が変動が著しい特定の地域については、見積もりを積極的に活用することにより、予定価格に市場価格を反映できることとし、平成24年6月に関連通知を发出した。

③ 点在する工事での工事箇所毎の間接費算定

施工箇所が点在し間接工事費がかさむ工事であっても、積算では発注ロットが大きくなると間接工事費の率が低減することになるが、市町村を跨ぎ、施工箇所が点在する工事については、制度上、工事箇所（市町村単位）ごとに間接工事費（共通仮設費、現場管理費）を算出することを可能としており、この制度の適切な活用について平成24年6月に関連通知を发出した。

④ 宿泊等に係る間接費の設計変更の導入

被災地では、地域内では労働者を確保できないため、地域外の労働者で対応せざるを得ず、宿泊費や長距離通勤により、施工者の負担増が復興事業の足かせとなっている。これらの費用は、予定価格において全国の実績調査を基に率計上で積算をしているが、労働者の確保方策

に変更があった場合に必要となる間接費について、設計変更により対応できるようにし、平成24年6月に関連通知を发出した。

⑤ 建設資材の遠隔地からの調達に伴う設計変更の導入

被災3県の沿岸地域を中心に、砕石等の供給不足が生じる恐れがあり、不足分を他地域から調達した場合は、他地域から工事現場への輸送費がかかるため、積算額と実際にかかる費用に乖離が生じる。そのため、工事現場が所在する地区において建設資材の需給ひっ迫等が生じ、他地域からの調達に変更せざるを得ない場合には、工事の設計変更を行うこととし、平成24年6月に関連通知を发出した。

(4) 事業のスピードアップのための市町村等の発注業務支援

① URによるCM方式を活用した復興まちづくりモデル事業の概要

復興まちづくり事業の主体となる市町村のマンパワーやノウハウの不足の課題に対応し、発注業務の軽減と事業のスピードアップを図るため、複数事業の一括発注について、UR（都市再生機構）が宮城県女川町、東松島市、岩手県陸前高田市及び山田町において先導的なモデル事業を開始しているところである。地元企業を活用しつつ、CMR（コンストラクション・マネージャー）に複数地区の設計業務と工事の施工を一括して発注するCM（コンストラクション・マネジメント）方式の導入を進めている。

国土交通省としては、復旧・復興事業の円滑な施工が確保されるよう、引き続き関係各位と情報交換や意見交換に努め、適切に対応し取り組みを促進してまいりたい。